

中野区子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）
【令和 2 年度～令和 6 年度】
たたき台

令和元年 7 月

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

中野区においては、保育所入所待機者の解消や子育てサービスの計画的な整備を進めるため、平成27年度に子どもと子育て家庭への支援に関する総合的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画の中間年度にあたる平成29年度に、計画の中間の見直しを策定しましたが、この間も児童虐待や発達に課題のあるお子さんへの対応、就学前教育の充実などの課題に対し、さらなる対応が必要となっています。

この計画は、過去5年間の実績を踏まえ、令和2年度から令和6年度の5年間の計画として策定します。

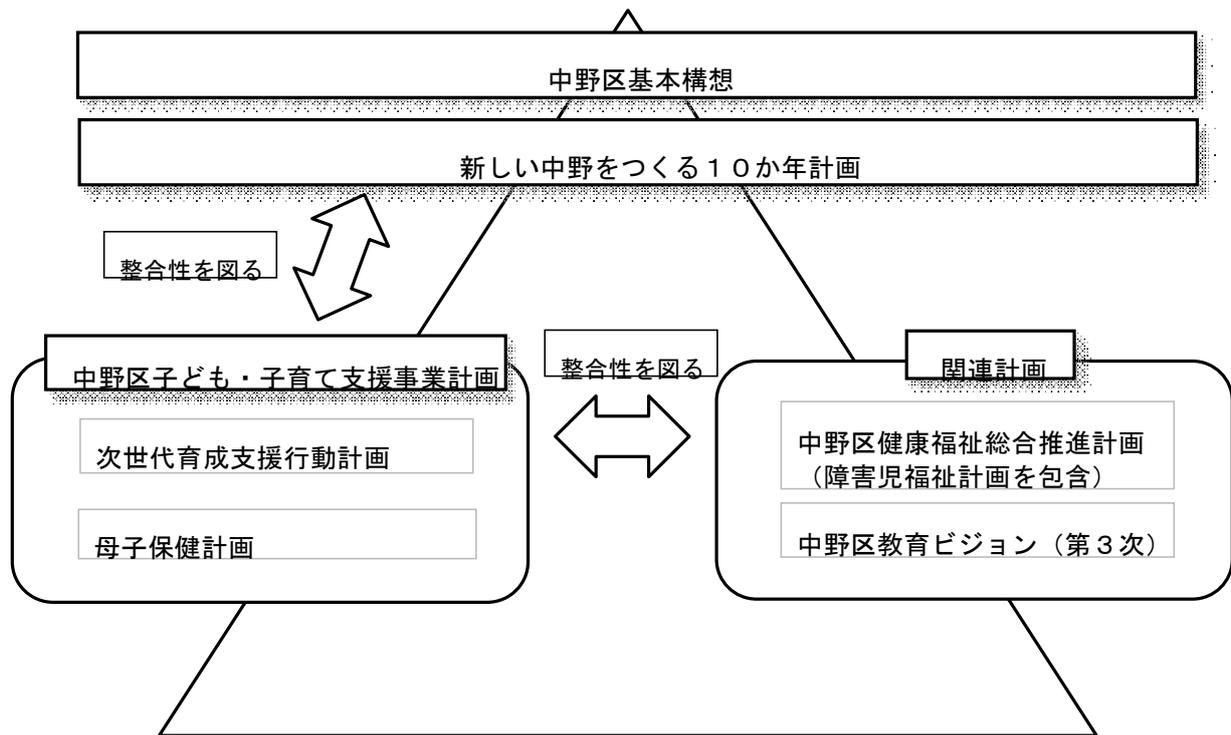
区では、子育て家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と子育てサービスの充実を図るとともに、すべての区民を地域で支える地域包括ケアシステムによる総合的な支援を進める必要があります。

子どもたちが中野区で育って良かったと思えるような良質な子育て環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域全体で支える仕組みづくりを進めていかなければなりません。

この計画に基づき、引き続き子育て支援のニーズに応えられるよう、子育て施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第61条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置付ける、区の子育て支援に関する総合的な計画とします。
- (2) 「障害児福祉計画」を包含する「中野区健康福祉総合推進計画」や「中野区教育ビジョン（第3次）」との整合性を図ります。
- (3) 「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる10か年計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 調査の実施

計画策定に先立ち、需要見込み及び確保方策と現状に乖離のあった保育園や幼稚園の利用希望について把握し、計画の基礎資料とするため、保育需要に関するアンケート調査を実施しました。調査の概要は、以下のとおりです。

【調査の概要】

1. 調査対象
平成30年9月1日現在の年齢が0～5歳の乳幼児の保護者及び就学児童（小学校1年生～6年生）の保護者
2. 調査期間
平成30年9月14日～平成30年10月22日
3. 調査対象者数・回収調査票数等

	乳幼児保護者	就学児童保護者
調査対象数	4,582件	4,573人
回収調査票数	2,639件	2,473人
回収率	57.6%	54.1%

4. 内 容
子どもの人数、父母の就労状況、保育サービスの利用実績、利用意向等について

5 策定体制と点検・評価

計画の策定にあたっては、区長の附属機関である「中野区子ども・子育て会議」（平成25年8月設置）において、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項等について意見を伺うとともに、広く区民等から意見・提案を聴取しています。

本計画に基づく施策の各年度における実施状況等については、「中野区子ども・子育て会議」で意見を聴き、点検・評価を行い、その結果を公表します。

6 基本理念と実現するための視点

この計画は、次の基本理念の実現を目指して策定します。

基本理念

**「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」**

すべての子どもが自分らしさを大切にして、のびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たちだれもの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。

子育てしやすい環境を整えることにより、子どもをもつ人々が増え、子どもたちの姿があふれた活気のある地域になっていきます。

子育ての第一義的責任は親・家庭にあります。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、家庭としての機能も弱体化している状況です。一方、将来の社会の担い手となる子どもの育ちと子育て家庭を支えることは、社会全体で取り組むべき課題でもあります。地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことを通じて、子育てに対する喜びや生きがいで地域が結びつき、世代を越えた豊かなふれあいが生まれてきます。

「このまちで、子育てをして本当に良かった」とだれもが互いに喜びあえ、「子どもを産み育てたい」との希望を持つ人々が集う中野のまちを目指します。

基本理念を実現するための視点

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます
- ◆地域全体で力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

7 基本目標

基本理念に基づき、今後5年間で目指す目標を次のように定めます。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

【目指す姿】

妊娠中からの健康管理や出産に対する支援が行われ、安心して出産に臨むことのできる環境が整い、子どもを産み育てることへの意欲とともに子どもをもつ喜びを実感しています。

また、身近な地域で子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援や相談が行われ、子どもたちが豊かに成長し、保護者は孤立することなく、肯定感をもって子育てをしています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

【目指す姿】

多様な保育サービスが整えられ、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができている。また、保育所を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭が子どもや家庭の事情に応じて、必要な子育て支援サービスが受けられ、安心して暮らしています。

保護者の就労、利用施設の種類や設置主体の区別なく、すべての子どもが幼児期に質の高い教育・保育を等しく受けられる環境が整っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

【目指す姿】

地域におけるさまざまな子どもの育成活動が家庭や学校、行政と連携して行われ、子育て家庭は、安心して子どもを育てています。

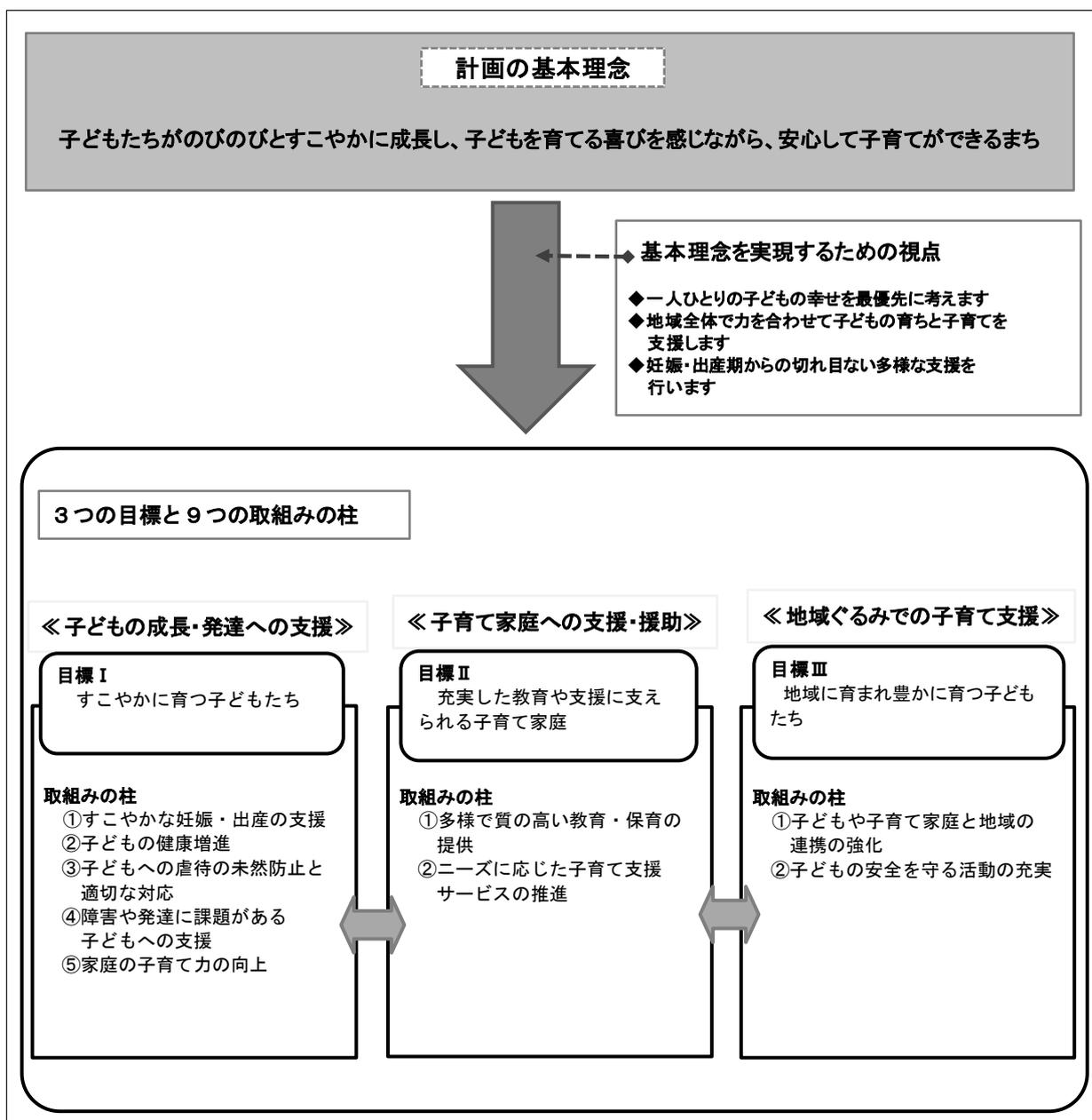
子どもたちも、地域と関わりながら、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長し、次代の担い手として育っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

8 計画体系

中野区子ども子育て支援事業計画 基本理念・実現するための視点・目標と取組みの柱



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

1 人口と世帯の推移

【単独世帯の増加と子どもがいる世帯の減少】

区の人口は減少傾向が続き、平成7年（1995年）には306,581人となりましたが、以降微増傾向となり、平成27年（2015年）には328,215人となっています。今後、中野のまち全体の活力が高まることに伴い、人口が増加していく可能性が考えられます。

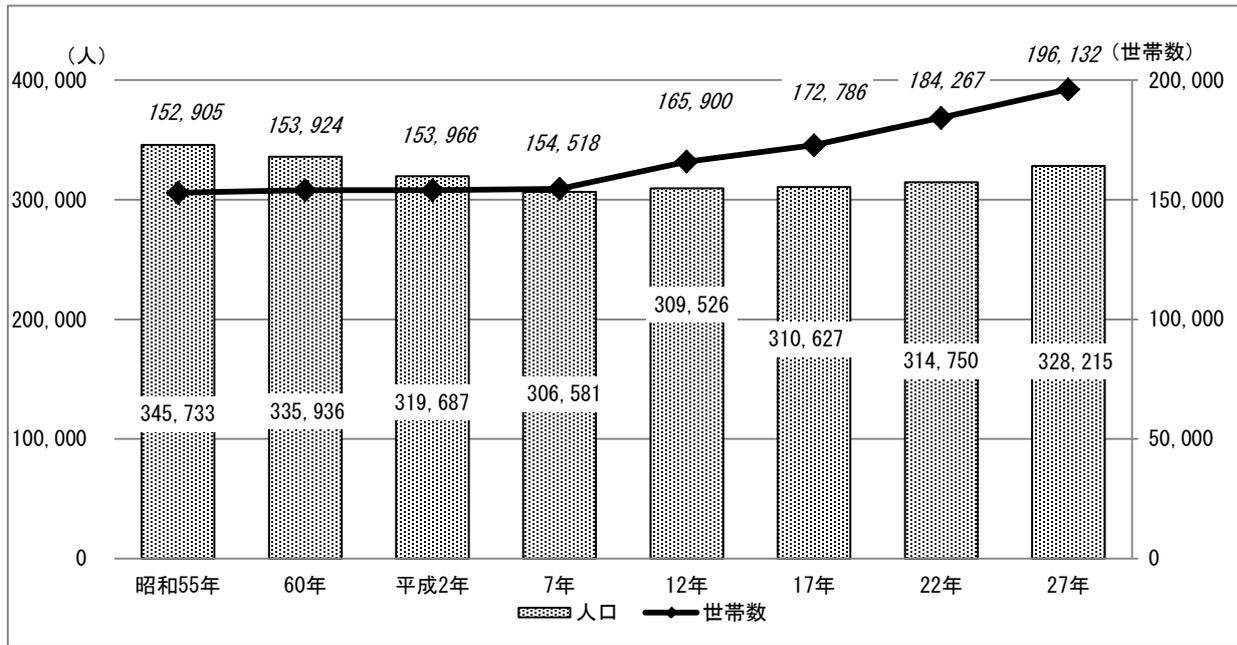
世帯数は、昭和55年（1980年）には152,905世帯で、平成7年（1995年）まではほぼ横ばい状態でしたが、それ以降は増加に転じ、平成27年（2015年）には196,132世帯となり、昭和55年（1980年）から平成27年（2015年）までの35年間で約1.3倍に増加しています（図1参照）。また、1世帯あたりの人員は、昭和55年（1980年）で平均2.3人でしたが、平成27年（2015年）には平均1.7人に減少しています。

単独世帯（注・7ページ・図2参照）については、昭和55年（1980年）は61,015世帯でしたが、平成27年（2015年）には121,396世帯と増加し、一般世帯（注）に占める割合は、61.9%にもなっています。

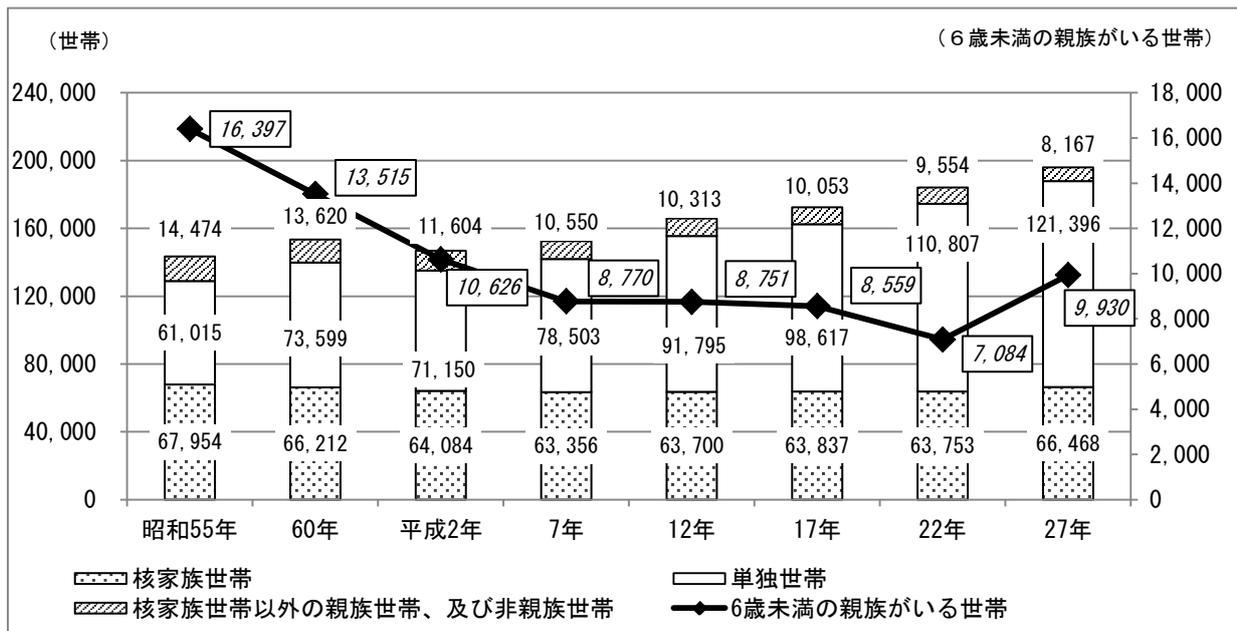
これに対して核家族世帯（注）は、昭和55年（1980年）には67,954世帯でしたが、平成27年（2015年）には66,468世帯と減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は33.9%となっています。

また、6歳未満の親族がいる世帯は、昭和55年（1980年）には16,397世帯でしたが、平成27年（2015年）には9,930世帯に減少しています。しかし、平成22年度まで続いていた減少傾向が、平成27年度には増加に転じました。

【図1 区の人口と世帯数の推移(国勢調査)】



【図2 区における世帯の推移(国勢調査)】



(注) ○世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。**一般世帯**とは、①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えている単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。

○世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。**単独世帯**とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、**核家族世帯**とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

○世帯類型が不詳のものを数値に含めていないため、6ページの図1の世帯数とは数字が異なります。

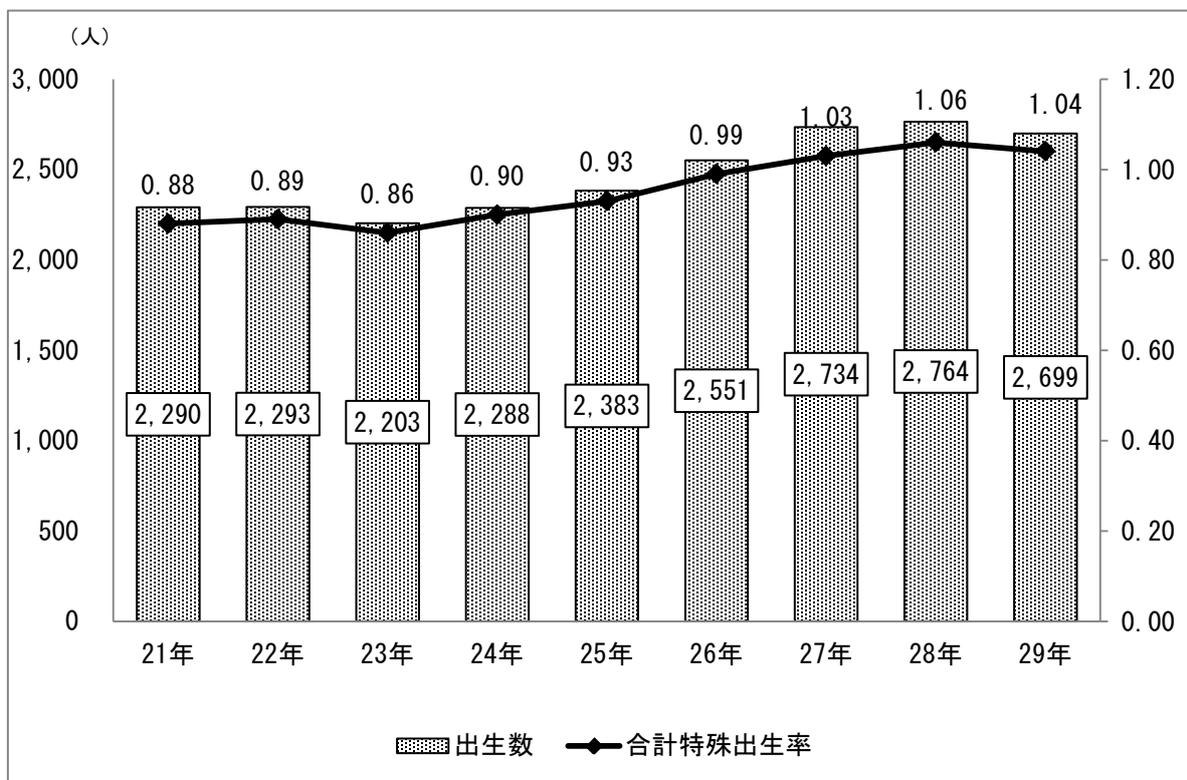
2 少子化の状況

【出生数と合計特殊出生率の推移】

区における出生数と合計特殊出生率は増加傾向にありましたが、平成 29 年（2017 年）については、出生数は 2,699 人、合計特殊出生率は 1.04 と減少しました。（図 3 参照）。

母親となる年齢（合計特殊出生率対象年齢 15～49 歳）の女性の割合は、平成 30 年（2018 年）までは横ばいで推移しています（9 ページ・図 4 参照）。

【図 3 区における出生数と合計特殊出生率の推移（人口動態統計）】

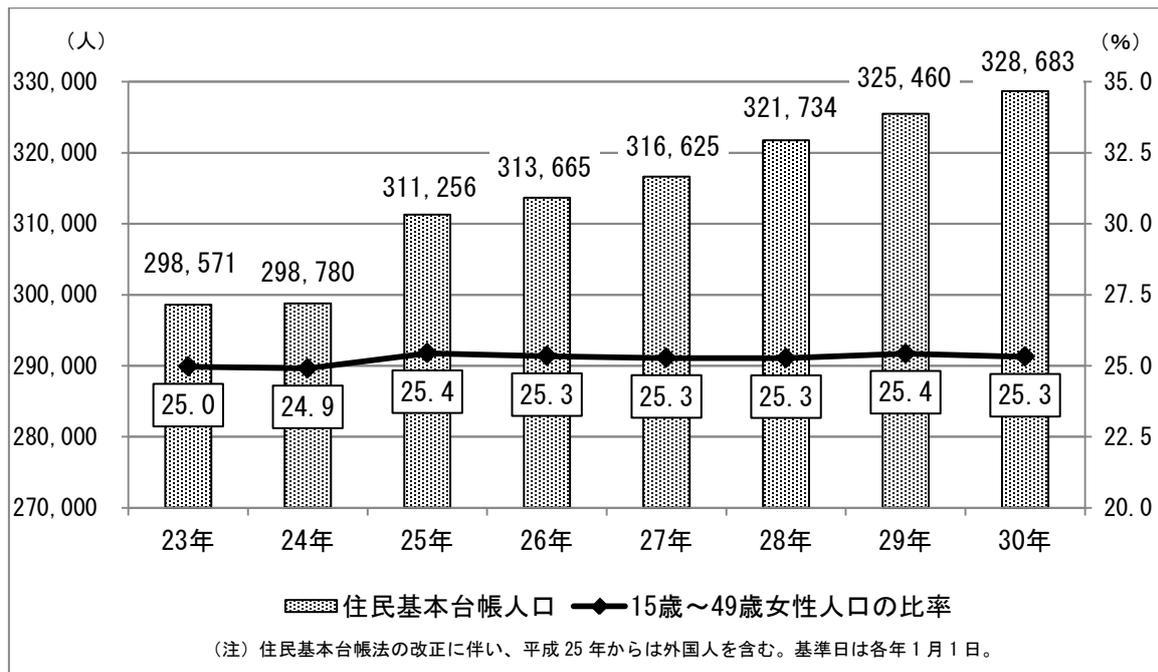


※合計特殊出生率（15～49 歳の女性の年齢別出生率の合計）

(%)

一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

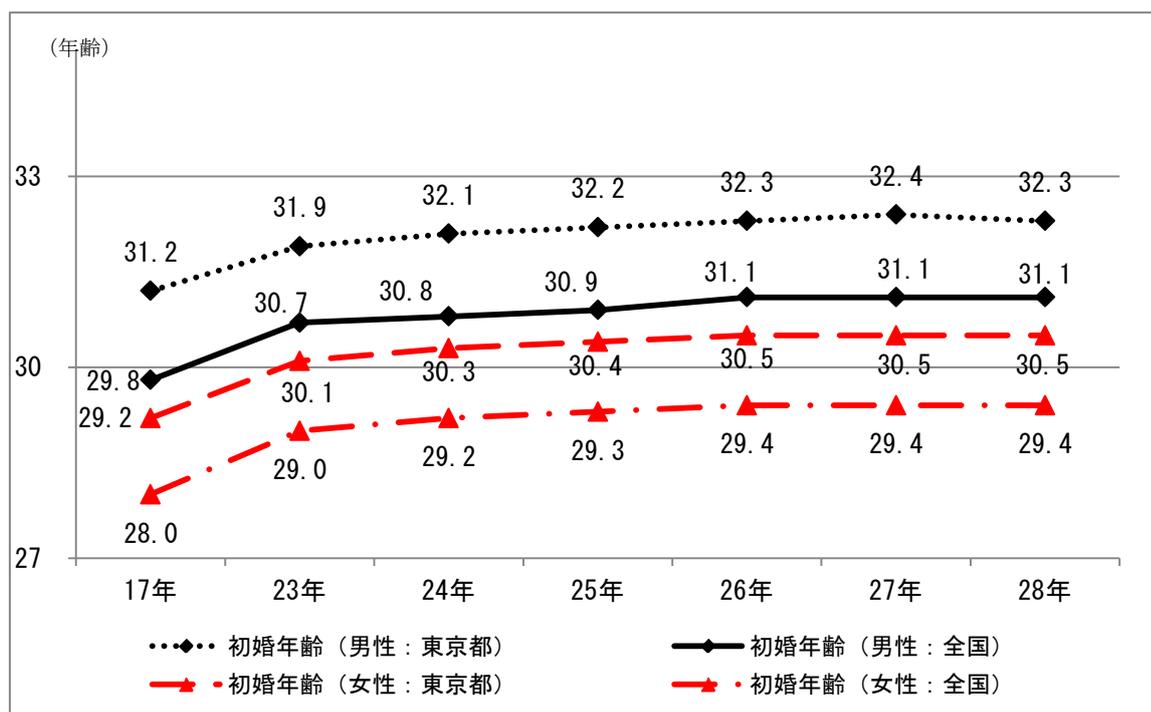
【図4 区の人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合（住民基本台帳）】



【晩婚化の進行】

初婚年齢は、全国、東京都ともに年々高くなっています。東京都は全国よりさらに晩婚化が進んでいますが、ほぼ同じようなカーブを描いて上昇している傾向にあります。東京都の初婚年齢は、平成17年（2005年）には女性は29.2歳、男性は31.2歳でしたが、平成28年（2016年）には、女性は30.5歳、男性は32.3歳となりました（図5参照）。

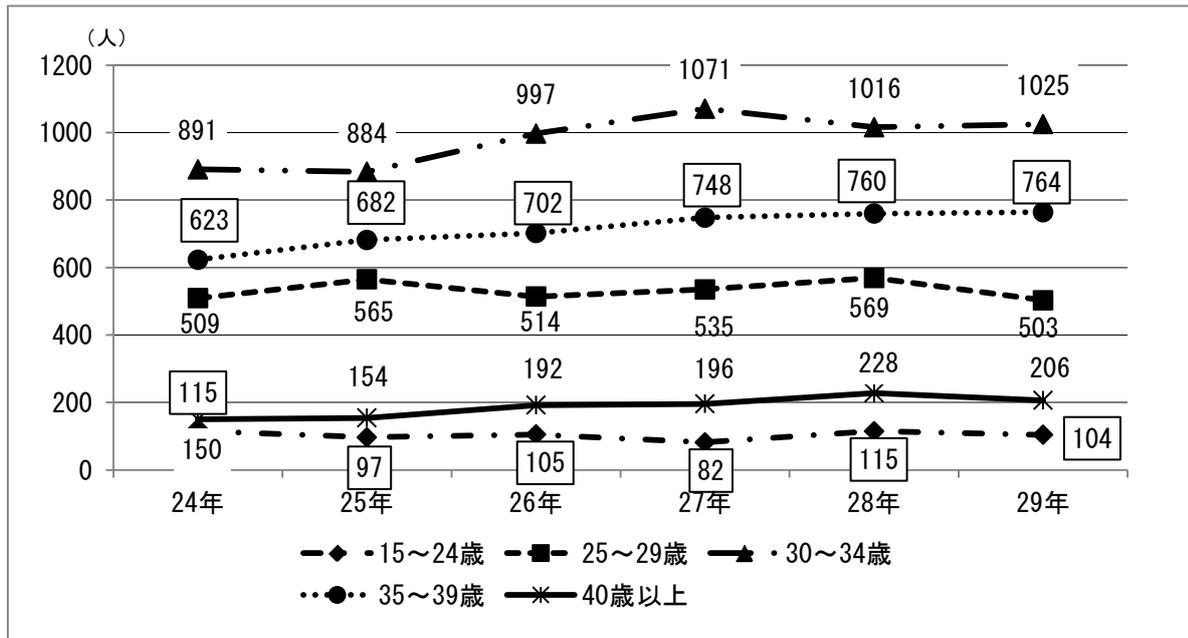
【図5 全国・東京都における初婚年齢の推移（人口動態調査）】



【晩産化の進行】

区の母親の年齢別出産状況は 30～34 歳で出生した母親が最も多くなっています。続いて、35～39 歳が 2 番目に多く、25～29 歳での出産は 3 番目の状態が続いています。また、15～24 歳での出産については、40 歳以上を下回り、最も低くなっています (図 6 参照)。

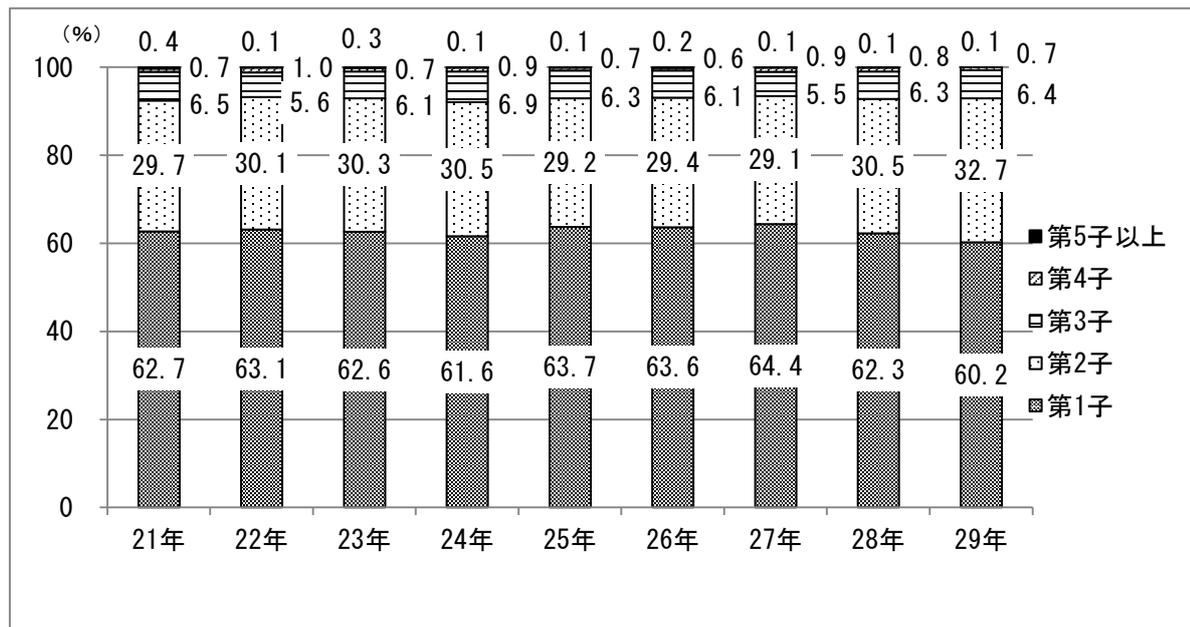
【図 6 区における母親の年齢別出産状況の推移 (健康福祉部統計)】



出生順位別の状況を見ると、いずれの年も第1子が全体出生率の60%以上を占めており、平成29年(2017年)では60.2%となりました。

第2子は全体出生数の30%前後で、第3子は5~7%で推移しており、平成21年(2009年)から大きな変化は見られません(図7参照)。

【図7 区における出生順位別の状況(健康福祉部統計)】

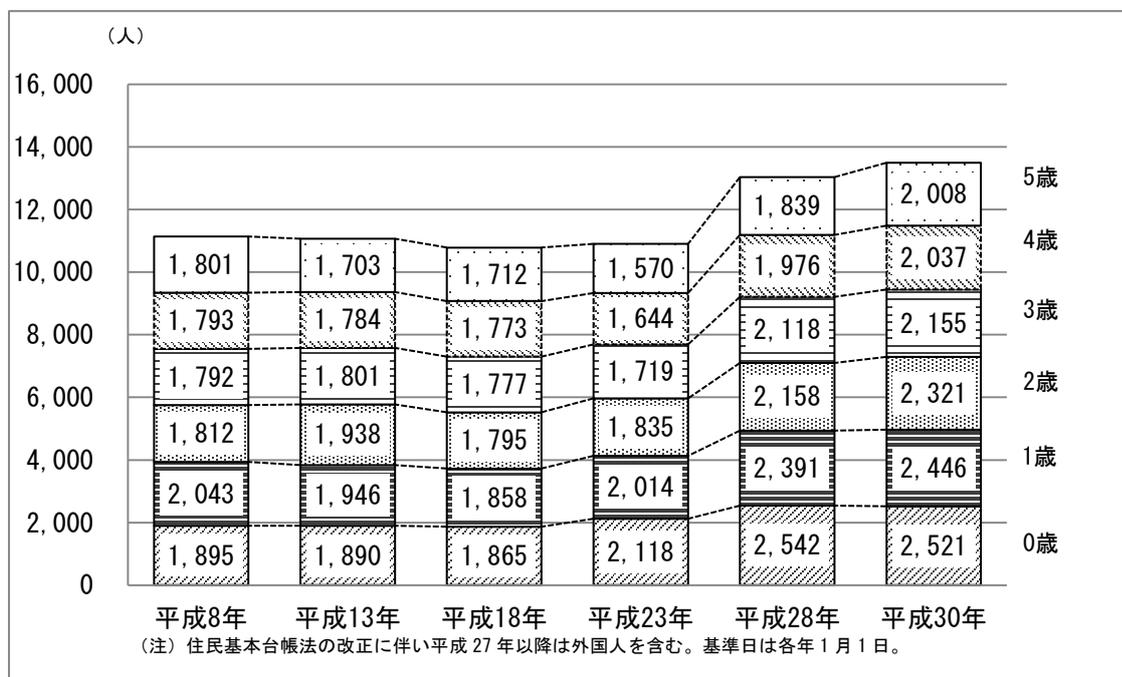


3 子どもの状況

【未就学児の状況】

区における0～5歳の子どもの人口については、平成8年(1996年)から平成23年(2011年)までは、概ね横ばいで推移していましたが、平成28年(2016年)には、いずれの年齢においても増加しています。平成30年(2018年)は、0歳では2,521人、1歳では2,446人、2歳では2,321人、3歳では2,155人、4歳では2,037人、5歳では2,008人となりました(図8参照)。

【図8 区における未就学児人口の推移(住民基本台帳)】



【教育・保育施設の現状】

区には、私立と区立あわせて21園の幼稚園があります(表1参照)。保育園は、私立と区立あわせて57園のほか、区の認可保育事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業や認証保育所などがあります(表2参照)。

また、認定こども園は、幼保連携型と幼稚園型が1園ずつあり、いずれも私立園となっています(表3参照)。

【表1 区内の幼稚園】

(平成30年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	19	3,427
区立幼稚園	2	160
合計	21	3,587

【表2 区内の保育施設】

(平成30年4月現在)

施設区分	施設数	定員
保育園	57	5,045
私立保育園	37	3,167
区立保育園	20	1,878
認証保育所	15	471
家庭的保育事業	10	33
小規模保育事業	15	247
事業所内保育事業	1	3
居宅訪問型保育事業	1	3
保育室	7	309

【表3 区内の認定こども園】

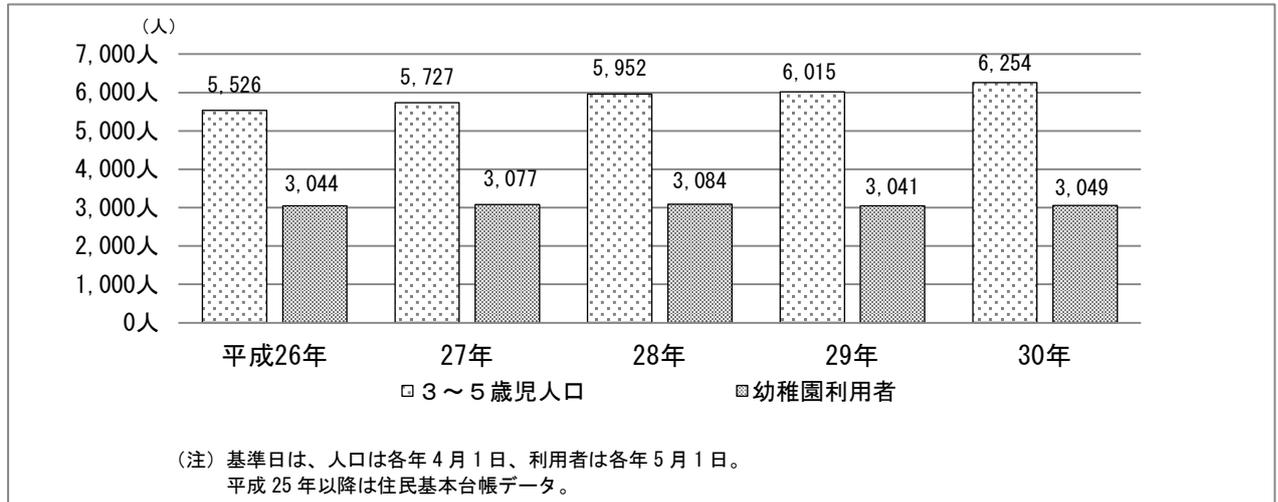
(平成30年4月現在)

施設区分	施設数	定員	
		幼稚園的利用	保育園的利用
幼保連携型認定こども園	1	45	99
幼稚園型認定こども園	1	165	66
合計	2	210	165

【幼稚園の利用状況】

区の3～5歳児の人口は年々増加していますが、区内在住の幼稚園利用者は、平成26年（2014年）から平成30年（2018年）まで概ね横ばいで推移しています。

【図9 区内在住の幼稚園利用者※区外利用含む（子ども教育部統計）】

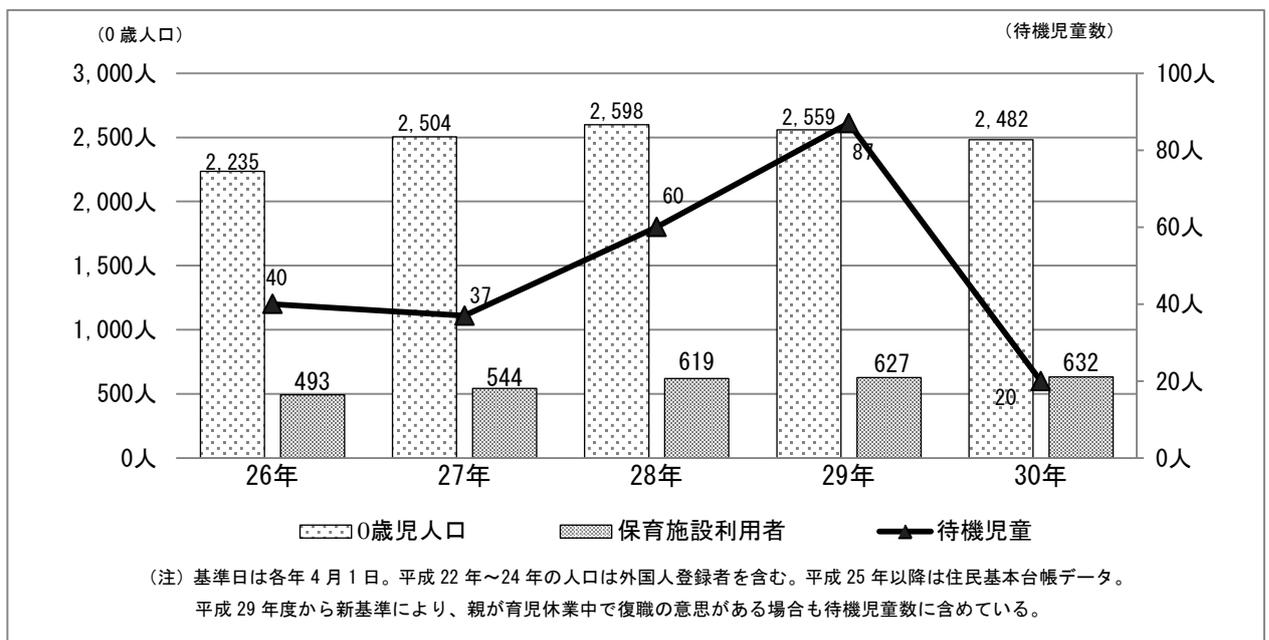


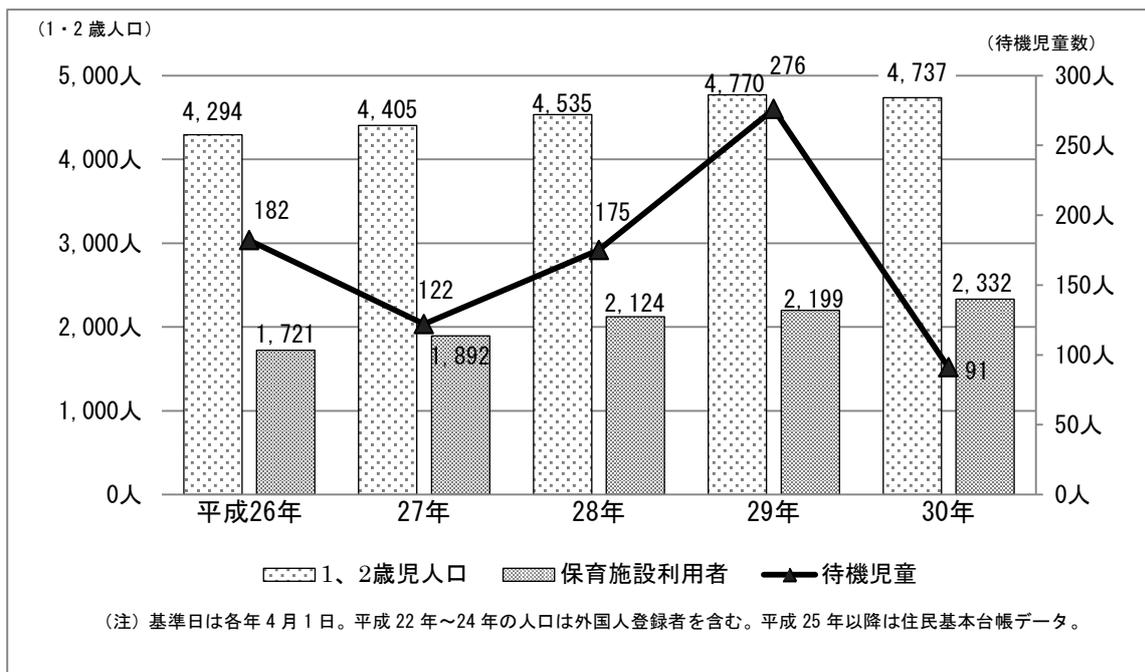
【保育施設の利用状況】

区内在住の未就学児童の保育施設利用者は、いずれの年齢においても増加傾向にあり、平成26年（2014年）と平成30年（2018年）を比べると、0歳児では493人から632人、1・2歳児では1,721人から2,332人、3～5歳児では2,263人から2,945人と大幅な増加となりました（15ページ・図10、16ページ・図11、図12参照）。

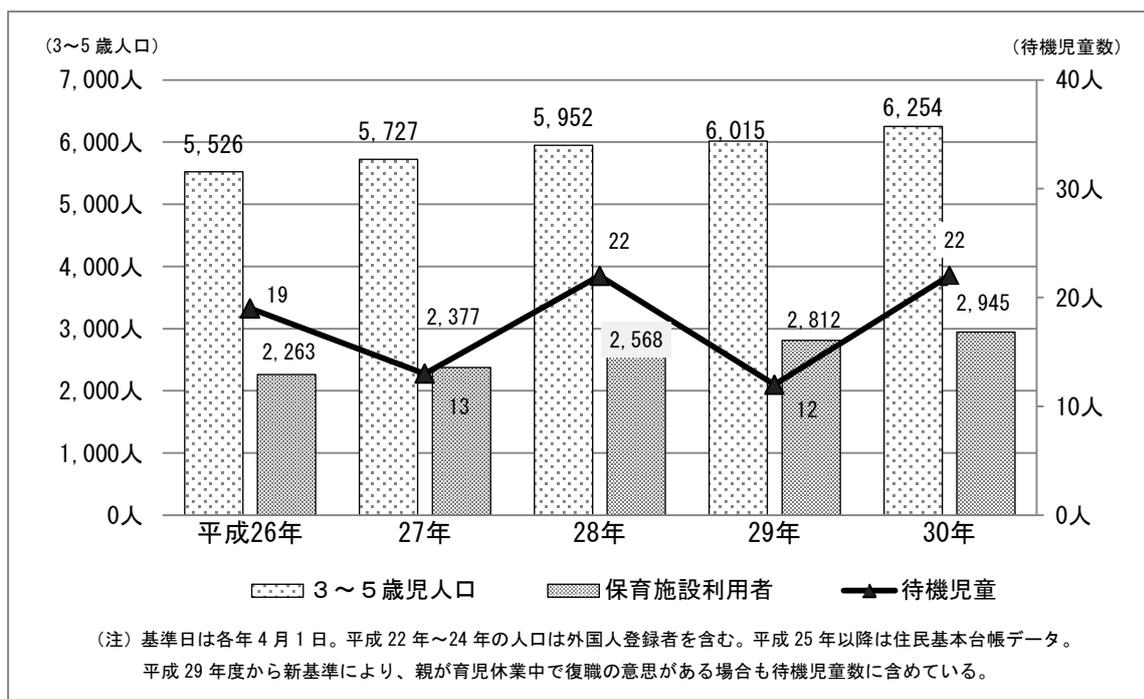
保育施設の新規誘致等により、保育定員の増を図っているものの、保育を希望する人も年々増加しており、依然として待機児童が発生しています。

【図10 0歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】





【図12 3～5歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【区立小中学生の状況】

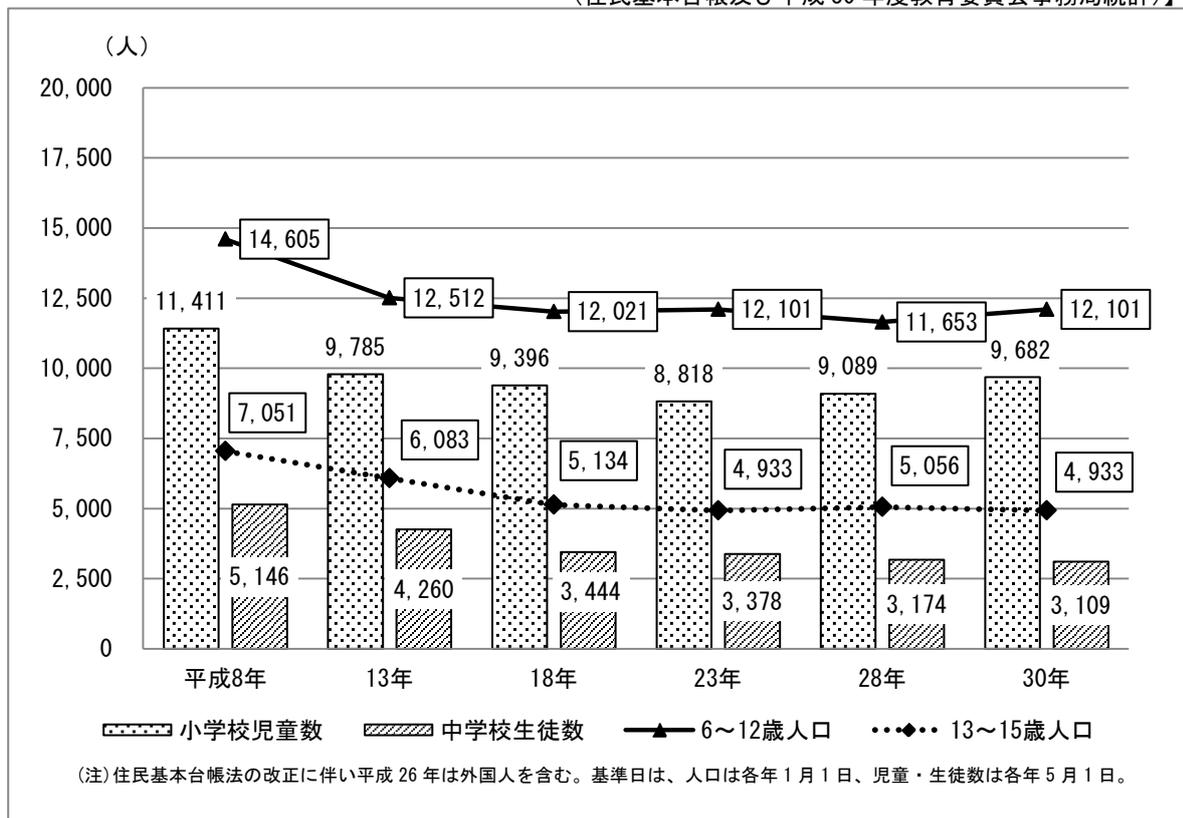
区における6～15歳の人口は、平成30年（2018年）には6～12歳は12,101人、13～15歳は4,933人となっており、平成8年（1996年）と比べると6～12歳では2,504人、13～15歳では2,118人減少しています。しかし、6歳～12歳の人口は平成30年度（2018年）に微増となっています。

区立小学校児童数は平成8年（1996年）には11,411人でしたが、平成30年（2018年）には9,682人となり、1,729人減少しています。

また、区立中学校生徒数は平成8年（1996年）には5,146人でしたが、平成30年（2018年）には3,109人となり、2,037人減少しています（図13参照）。

【図13 区における6～15歳人口及び区立小学校児童数、中学校生徒数の推移

（住民基本台帳及び平成30年度教育委員会事務局統計）】



4 子育て家庭の状況

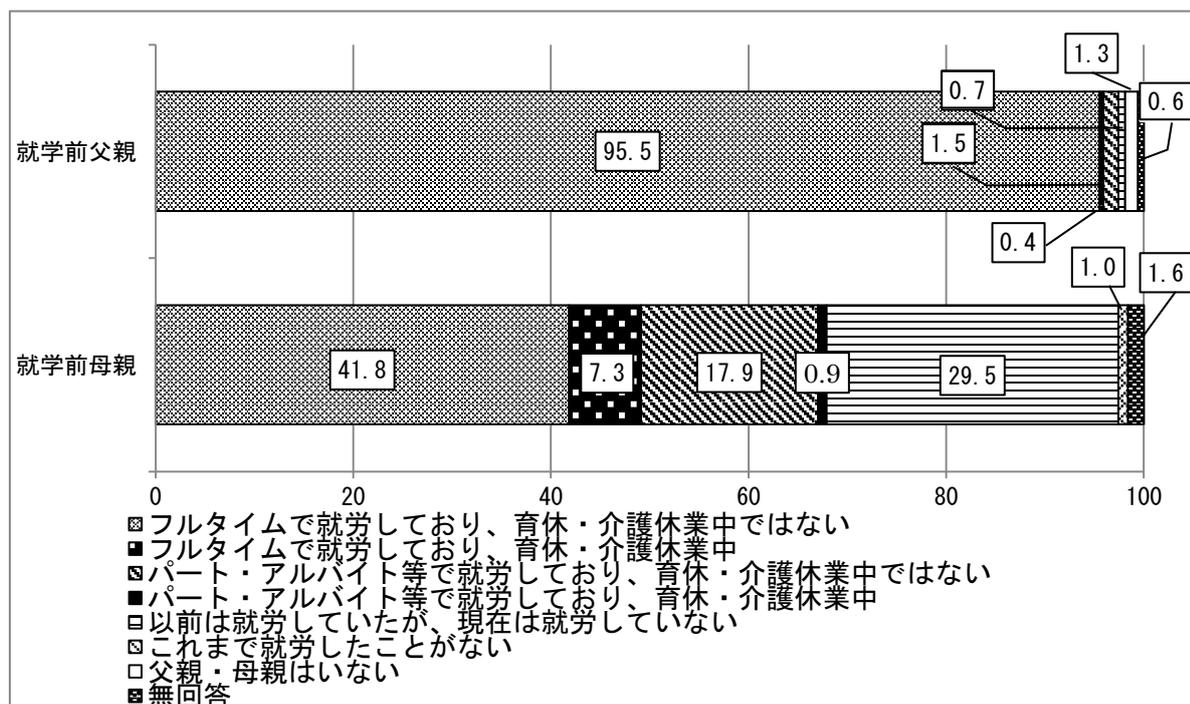
【父母の就労状況】

子育て家庭における父母の就労状況について、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）」によると、父親の就労状況は、90%以上がフルタイムの就労です。一方、母親のフルタイムで就労している割合は、就学前児童のいる家庭の母親では41.8%、小学生のいる家庭の母親は35.5%となっています。（図14、18参照）

また、子どもと接する時間をみると、父親は「1時間ぐらい」が18.7%と最も多く、次いで「ほとんどない（16.8%）」「2時間ぐらい（15.6%）」となっています。母親は「4時間以上」が48.8%と最も多く、次いで「3時間ぐらい（29.1%）」となっています。これらのことから、父親よりも母親に子育ての負担がかかっていることがわかります。（P.21 図22、23参照）

【図14 父母の就労状況】（就学前児童）

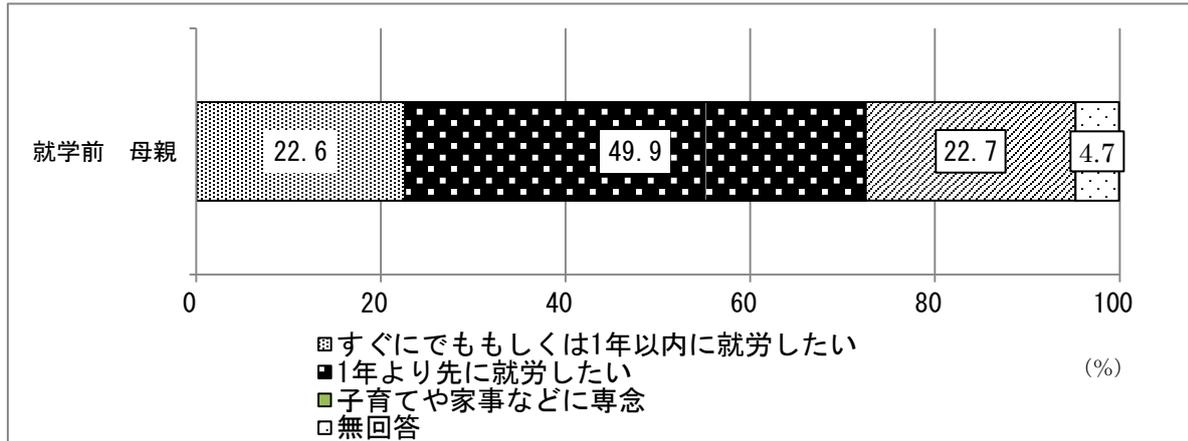
[回答者数=2,639人]



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成30年度実施）

【図 15 現在、就労していない母親の就労希望】（就学前児童）

[回答者数=805 人]



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

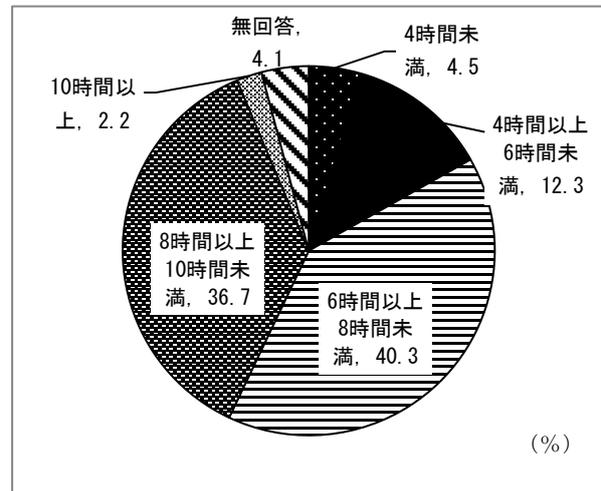
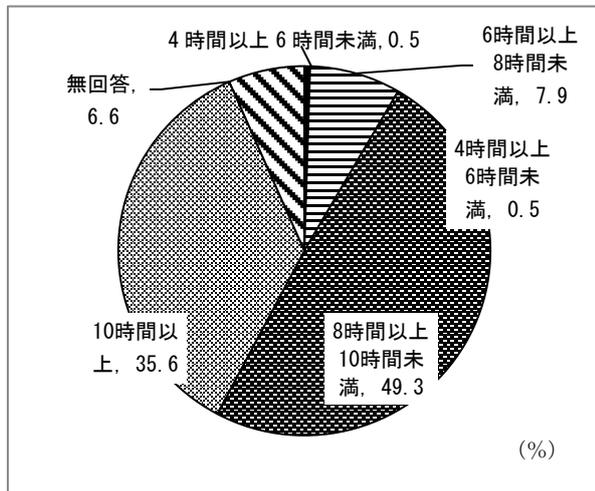
【図 16 父母の1日あたりの就労時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=2,571 人】

母親

【回答者数=1,792 人】



中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

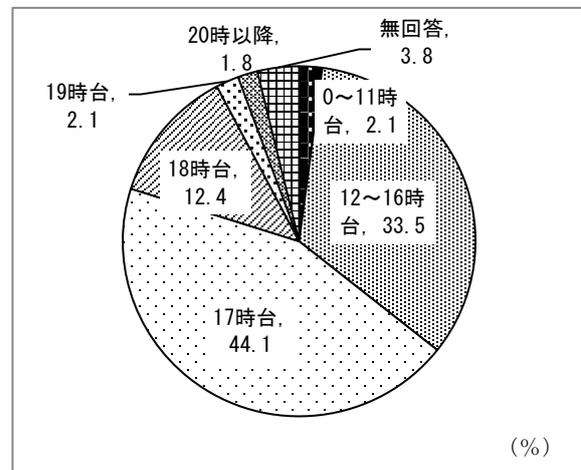
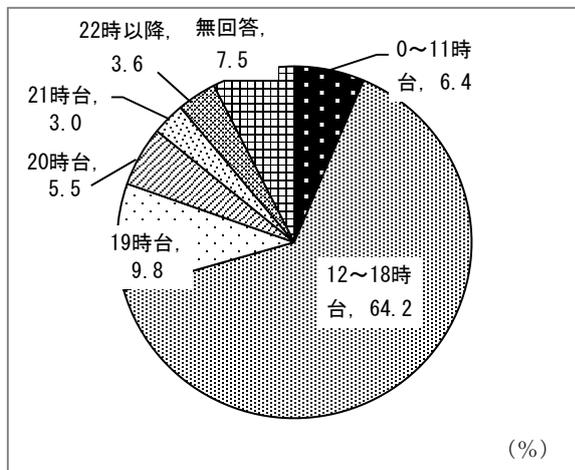
【図 17 父母の帰宅時間】（就学前児童）

父親

【回答者数=2,571 人】

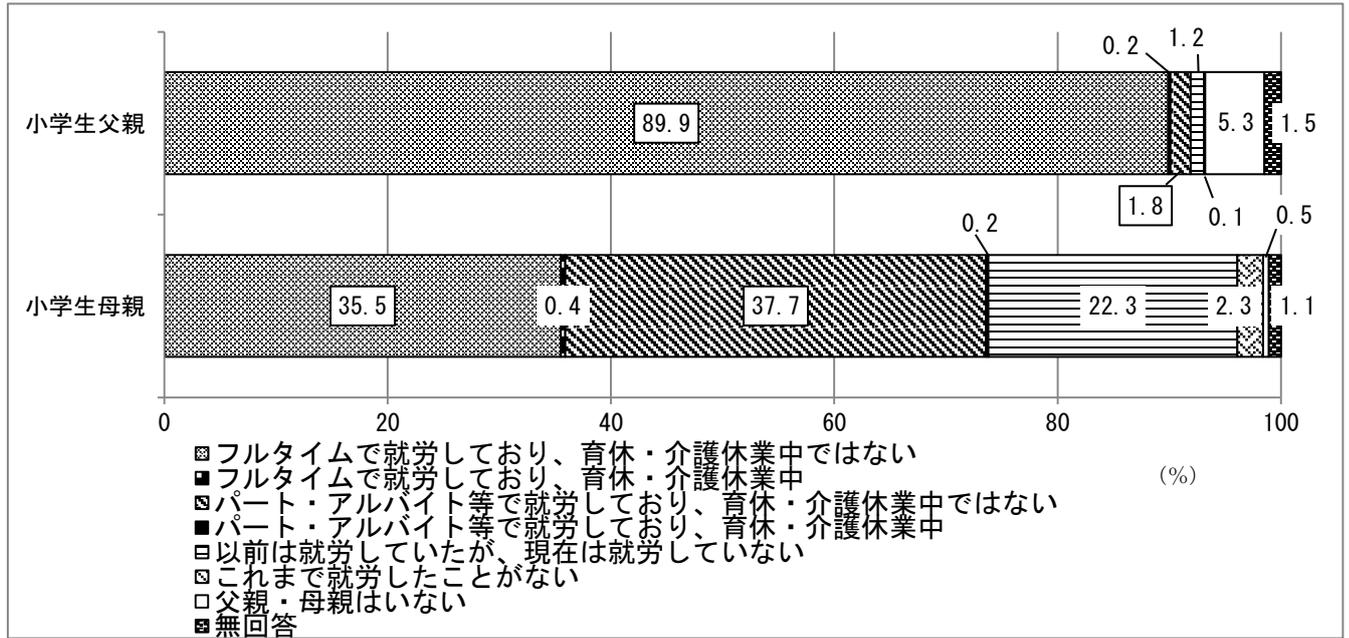
母親

【回答者数=1,792 人】



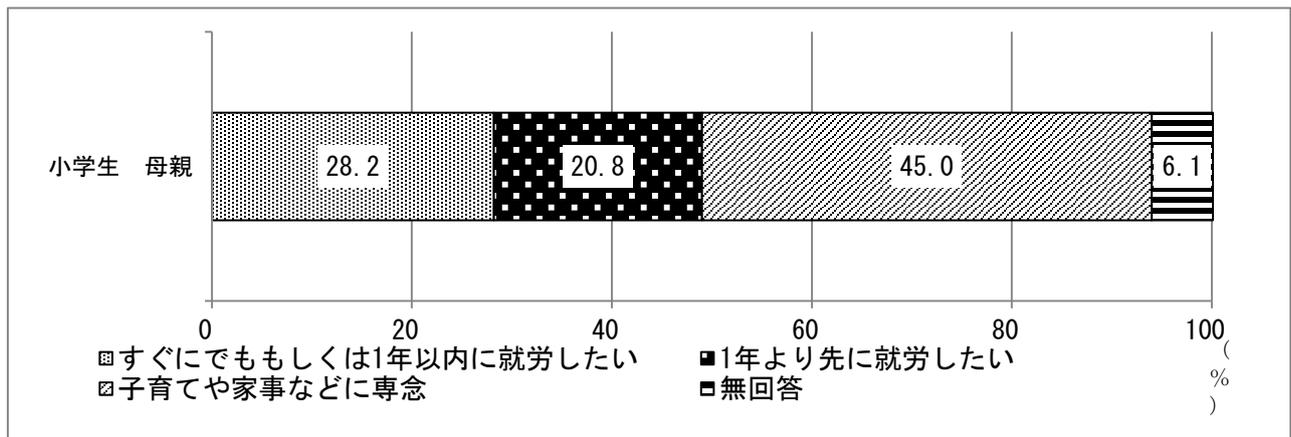
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 18 父母の就労状況】（小学生）



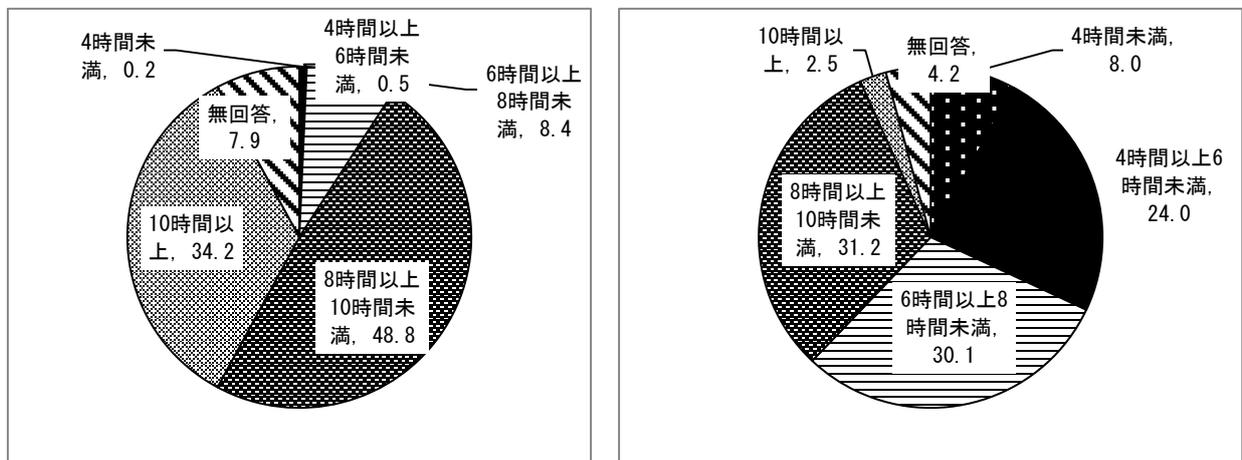
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 19 現在、就労していない母親の就労希望】（小学生）



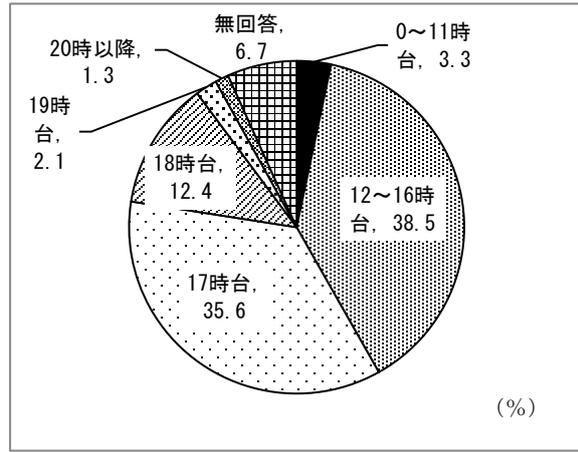
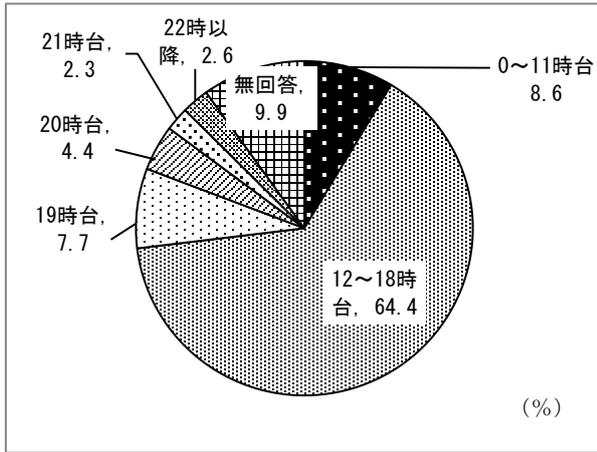
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 20 父母の1日あたりの就労時間】（小学生）



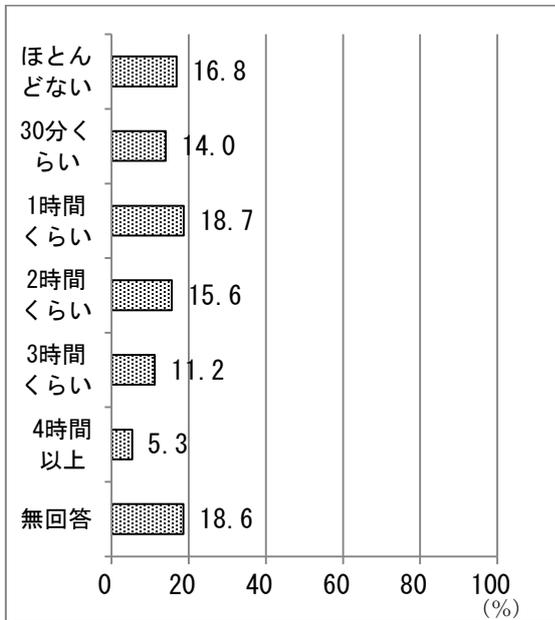
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 30 年度実施）

【図 21 父母の就業時間】（小学生）

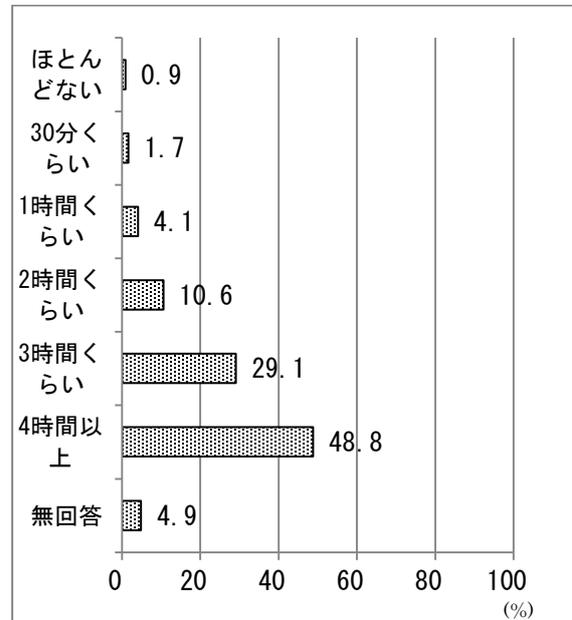


中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【図 22 父親が子どもと接する時間】



【図 23 母親が子どもと接する時間】



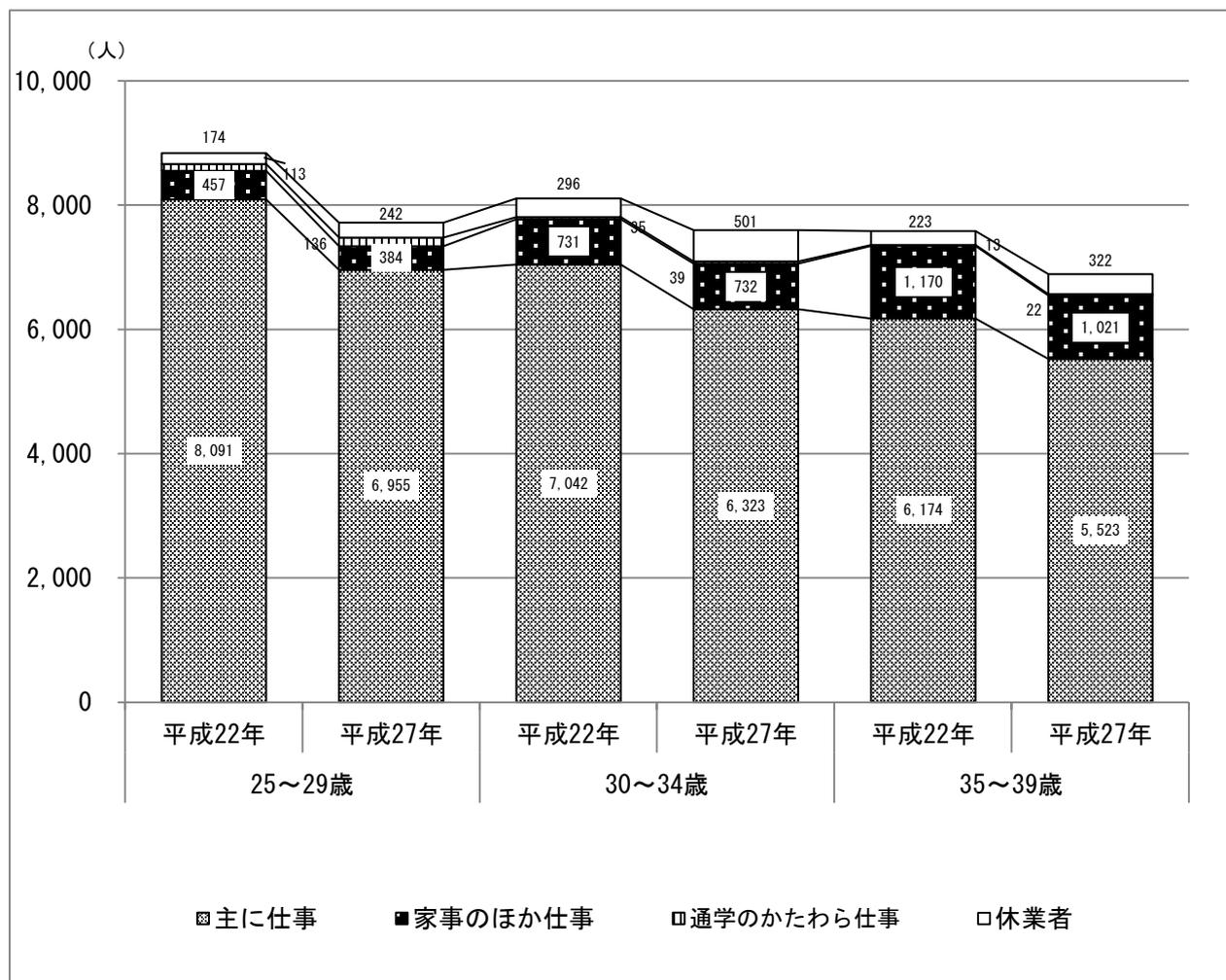
中野区子ども・子育てアンケート調査（平成 25 年度実施）

【女性の就業者の変化と育児休業制度、看護休暇制度など】

区における女性の就業状態についてみると、平成22年（2010年）には子育ての中心世代と考えられる25～39歳の就業者数(注)は、24,519人でしたが、平成27年（2015年）には22,200人と減少しています。また、5歳ごとの年齢別に就業状況の内訳をみると、「主に仕事」の女性はどの年齢においても減少しています（図24参照）。

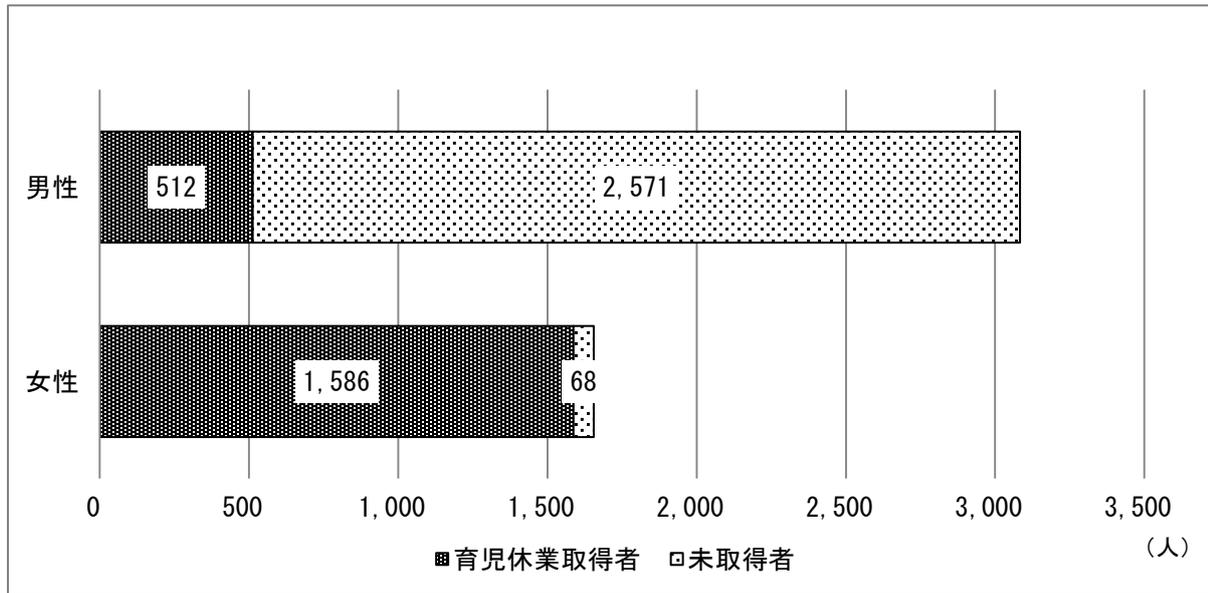
(注)「就業者数」は、主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、仕事を休んでいた人の合計数

【図24 区における女性の就業状況（25～39歳）（国勢調査）】

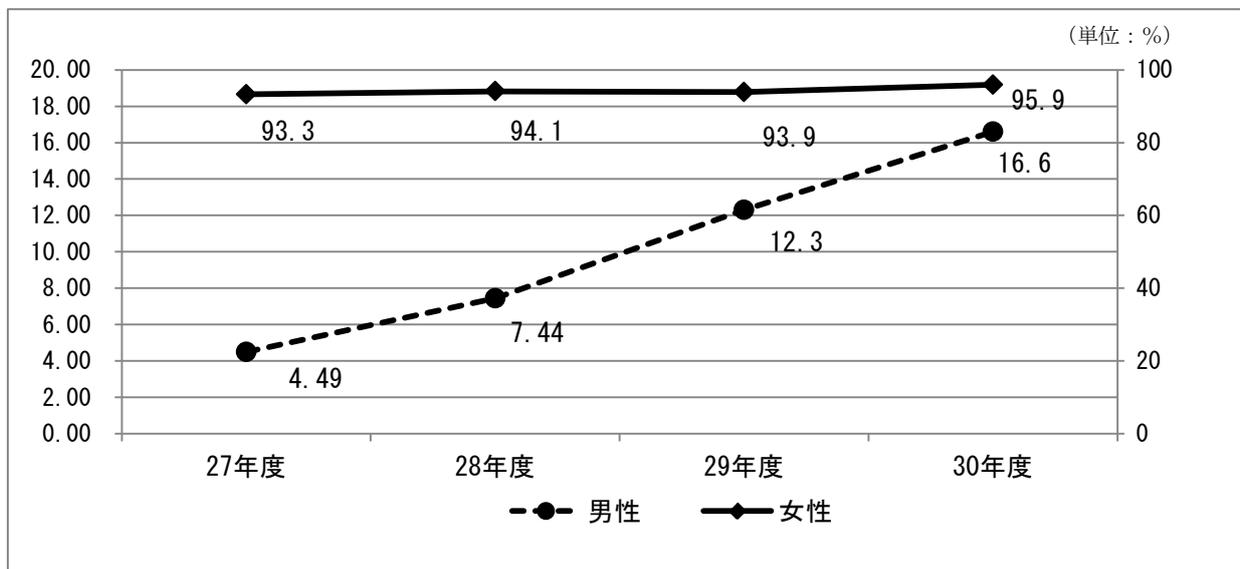


また、東京都内全域の従業員規模 30 人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「企業における男女の雇用管理に関する調査」によると、平成 29 年度に育児休業を取得した男性が 512 人(16.6%)、女性が 1,586 人(95.9%)となっています(図 25 参照)。女性の実際の育児休業取得率が 90%以上で推移している一方、男性の実際の育児休業取得率は近年上昇傾向にありますが、平成 29 年度は 16.6%と依然として低い水準です(図 26 参照)。

【図 25 東京都における育児休業取得者の有無(男女別)(平成 30 年度企業における男女雇用管理に関する調査)】



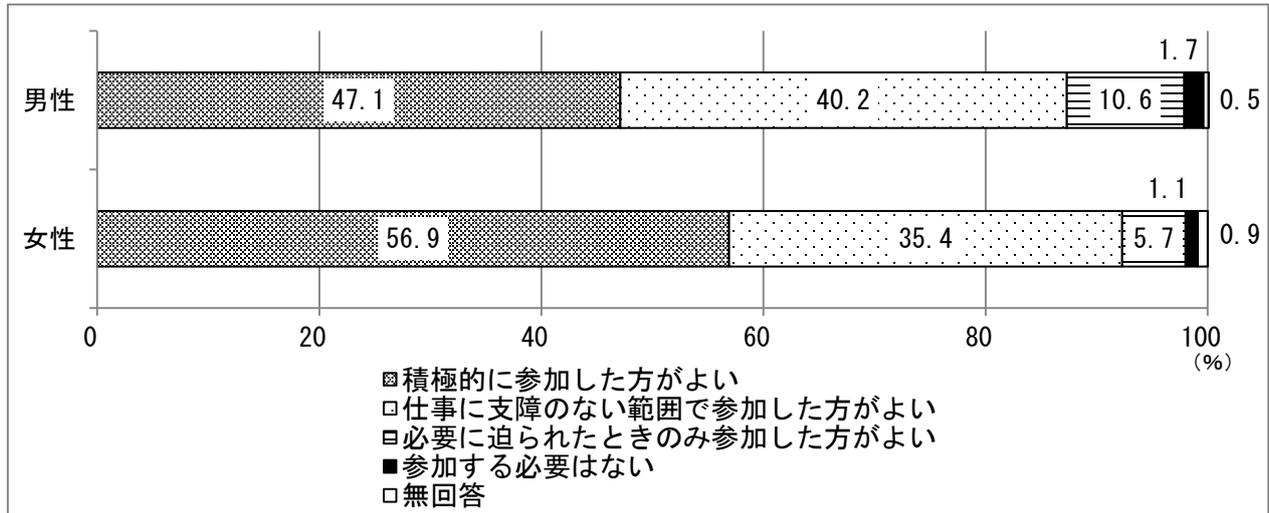
【図 26 東京都における育児休業取得率の推移(男女別)(平成 30 年度企業における男女雇用管理に関する調査)】



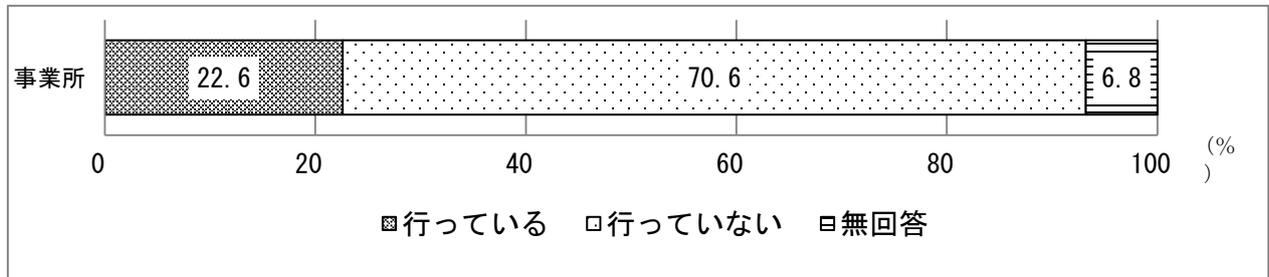
男性の育児参加に対する考えについて、「積極的に参加した方がよい」と考えている従業員の割合は男性が47.1%、女性が56.9%となっています。(図27参照)。

一方、事業所における男性従業員の育児休業取得促進の取組みは22.6%と割合が低く(図28参照)、従業員の意識と事業所の取組みに違いが見られます。

【図27 男性の育児参加に対する考え (平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

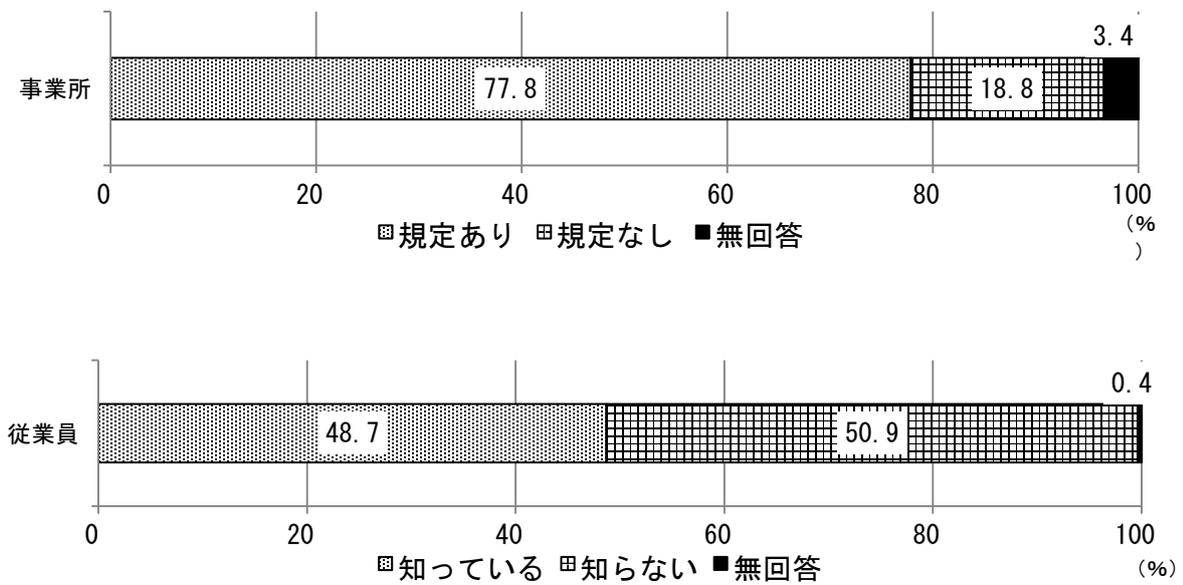


【図28 都内の事業所における男性の育児休業取得促進の取組み (平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

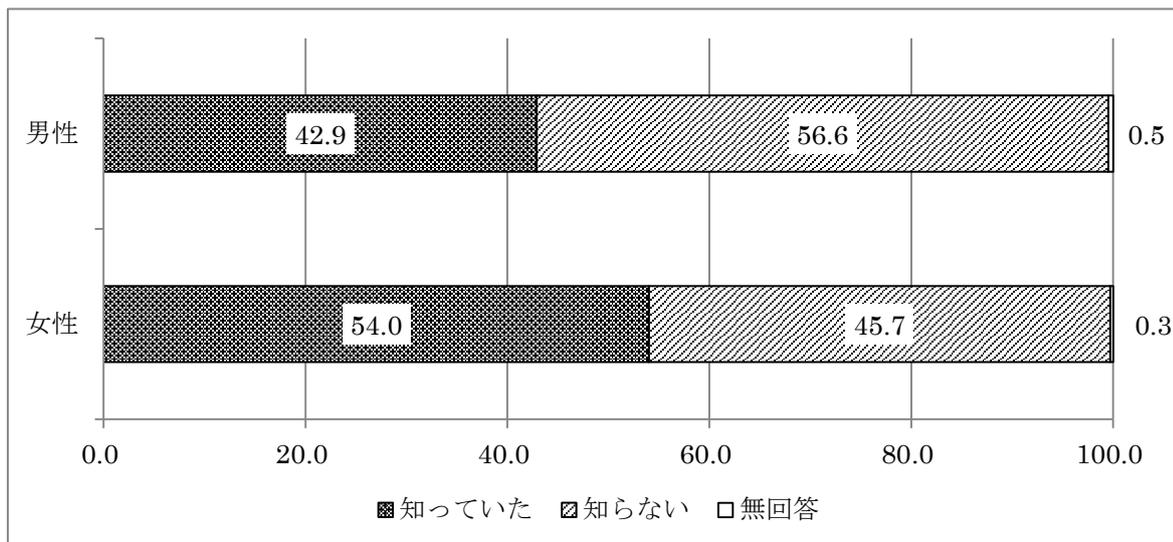


子どもの看護のための休暇について、規定がある事業所は77.8%ですが、制度が法に定められていることを知らない従業員は50.9%と半数以上となっています。(図29参照)。また、男女別でみると男性は56.6%、女性は45.7%が、制度が法に定められていることを知らないと答えています(図30参照)。

【図29 東京都における子どもの看護休暇規定の有無と従業員の認知度
(平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】



【図30 東京都における子どもの看護休暇制度の男女別認知度
(平成30年度東京都企業における男女雇用管理に関する調査)】

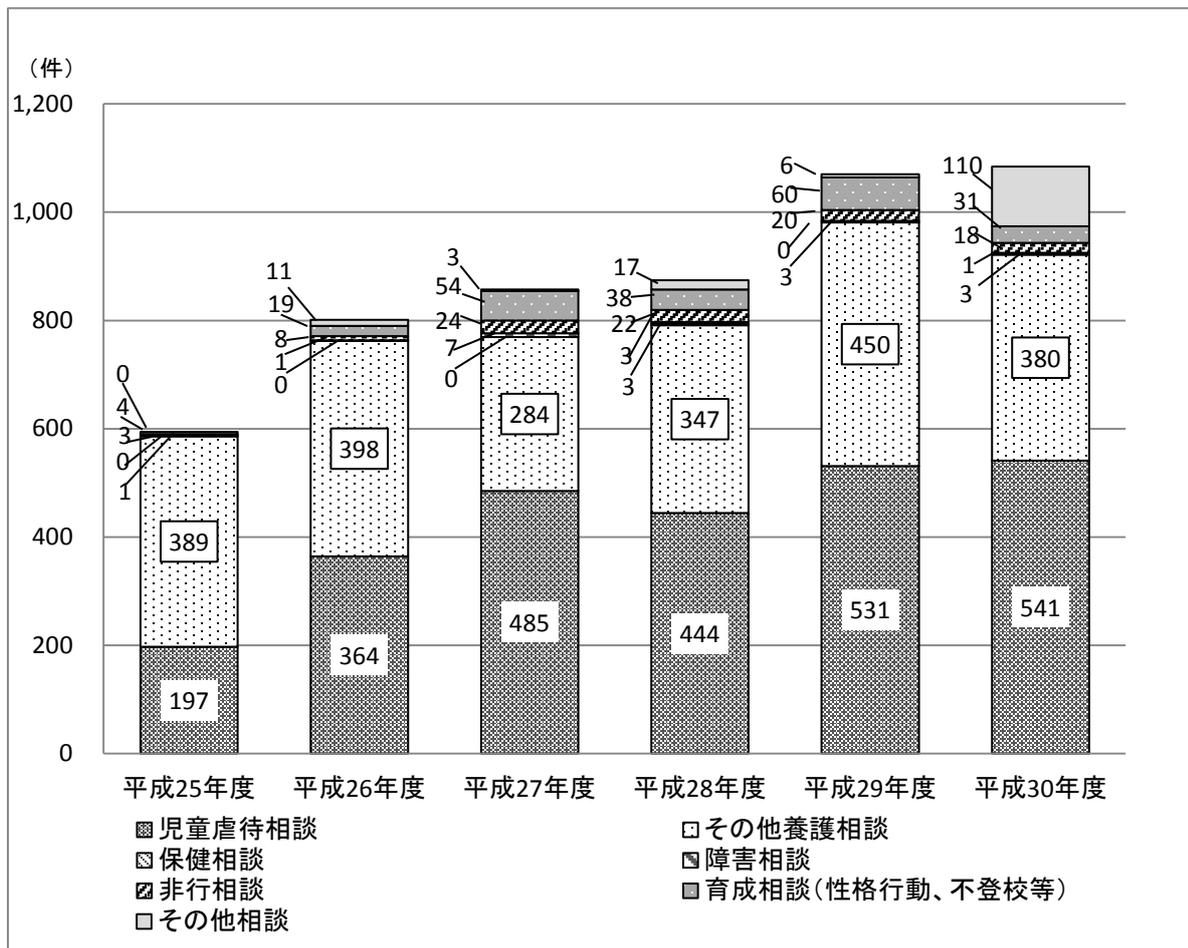


【児童虐待の状況】

区では、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援を実施する子ども家庭支援センターを平成12年(2000年)6月に開設しました。

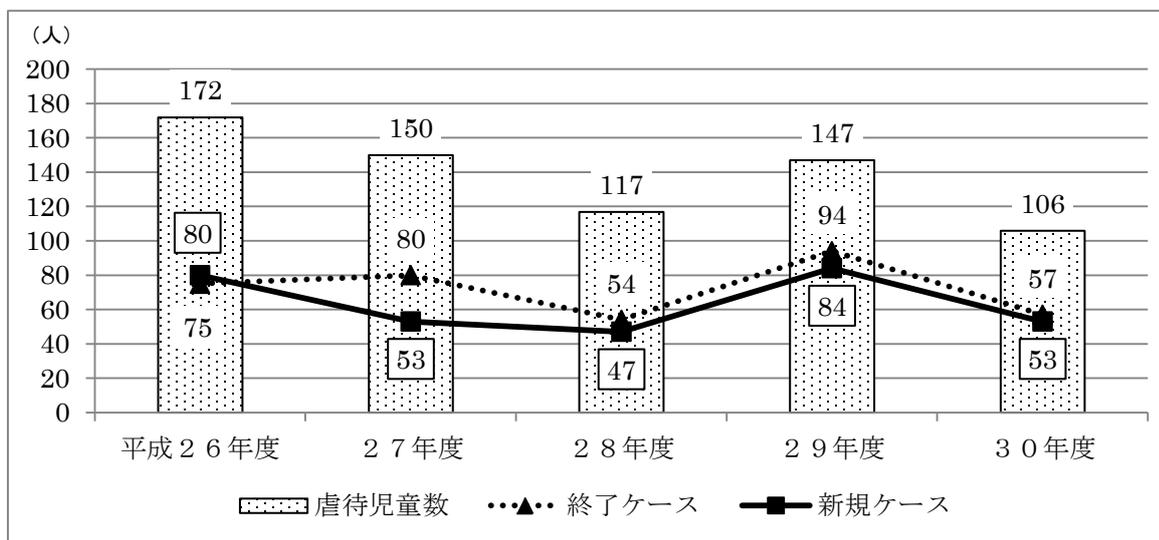
子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談件数は、平成25年度から一貫して増加しています。相談の種別には、児童虐待相談、その他養護相談、非行相談、育成相談(性格行動、不登校、育児・しつけ等)等がありますが、相談件数のうち大きな割合を占めるのは児童虐待相談です。児童虐待相談件数は、相談件数の増加と同様に、平成25年度以降増加傾向となっています(図31参照)。

【図31 子ども家庭支援センター相談件数の推移(子ども教育部統計)】



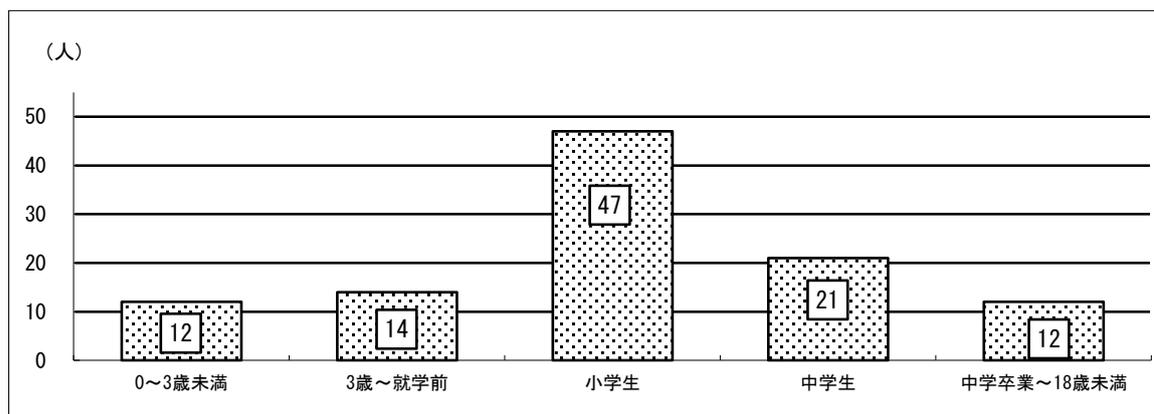
子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待ケースとして継続的に支援を行った件数は平成26年度から減少傾向にあり、平成30年度は106件、前年度から継続して支援する件数が53件、新規に支援を開始した件数が53件でした。平成30年度に対応した件数のうち、57件が改善等により支援を終了しています(図32参照)。

【図32 子ども家庭支援センター虐待対応件数の推移(平成30年度子ども教育部統計)】



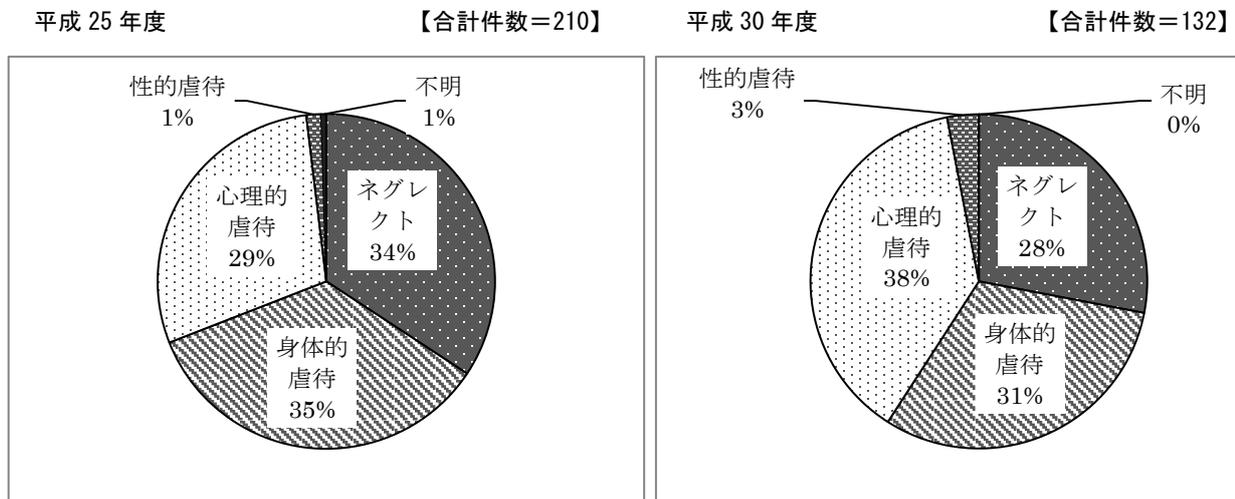
虐待を受けた子どもの年齢別の状況では、小学生が最も多く、47人で全体の44.3%を占めています。続いて中学生が21人(19.8%)、3歳～就学前が14人(13.2%)、と続いています(図33参照)。

【図33 虐待を受けた子どもの年齢(平成30年度子ども教育部統計)】



平成 25 年度から平成 30 年度における虐待の種別の推移をみると、ネグレクト、身体的虐待と比較して、心理的虐待の割合が増加しています。(図 34 参照)。

【図 34 虐待の種類別の推移 (子ども教育部統計)】



子どもから見た虐待者の関係では、母親が一番多く 73 人で全体の 64%、続いて父親が 35 人で全体の 30.7%となっています (図 35 参照)。

【図 35 子どもから見た虐待者の関係 (平成 30 年度子ども教育部統計)】

